

大田区防災会議運営規程の改正について

大田区防災会議運営規程（昭和38年防災会議決定）新旧対照表（案）

新	旧
<p>○大田区防災会議運営規程</p> <p>昭和38年8月5日 大田区防災会議決定 改正 令和3年3月26日</p> <p>（目的）</p> <p>第1条 この規程は、大田区防災会議条例（昭和38年条例第18号）第6条の規定に基づき、大田区防災会議（以下「会議」という。）の議事その他の運営に関し、必要な事項を定めるものとする。</p> <p>（招集）</p> <p>第2条 会議は、必要に応じ会長が招集する。</p> <p>2 委員は、必要があると認めるときは、会議に付議すべき事項および理由を付して、会長に会議の招集を求めることができる。</p> <p>3 会議を招集するときには、会議の日時、場所および議題を定め、関係の委員に通知しなければならない。</p> <p>4 前項の通知を受けた委員が事故のため出席できないときは、代理者を出席させることができる。</p> <p>（会議招集の特例）</p> <p>第3条 前条の規定にかかわらず、会長が会議を招集する時間的余裕がないと認める場合その他やむを得ない理由のある場合等は、委員に書面を送付し、賛否を問い、審議することをもって会議に代えることができる。</p> <p>2 前項の規定においては、委員は、書面をもって、議決権を行使することができる。また、その書面内容が、会議を招集した場合の効果と同等と認められる場合は、会議に出席したものとみなす。</p> <p>（議事手続）</p> <p>第4条 会議の議事は、会長が主宰する。</p> <p>2 会議の議事は、出席委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、会長の決する</p>	<p>○大田区防災会議運営規程</p> <p>昭和38年8月5日 大田区防災会議決定 改正 令和3年3月26日</p> <p>（目的）</p> <p>第1条 この規程は、大田区防災会議条例（昭和38年条例第18号）第6条の規定に基づき、大田区防災会議（以下「会議」という。）の議事その他の運営に関し、必要な事項を定めるものとする。</p> <p>（招集）</p> <p>第2条 会議は、必要に応じ会長が招集する。</p> <p>2 委員は、必要があると認めるときは、会議に付議すべき事項および理由を付して、会長に会議の招集を求めることができる。</p> <p>3 会議を招集するときには、会議の日時、場所および議題を定め、関係の委員に通知しなければならない。</p> <p>4 前項の通知を受けた委員が事故のため出席できないときは、代理者を出席させることができる。</p> <p>（会議招集の特例）</p> <p>第3条 前条の規定にかかわらず、会長が会議を招集する時間的余裕がないと認める場合その他やむを得ない理由のある場合等は、委員に書面を送付し、賛否を問い、審議することをもって会議に代えることができる。</p> <p>2 前項の規定においては、委員は、書面をもって、議決権を行使することができる。また、その書面内容が、会議を招集した場合の効果と同等と認められる場合は、会議に出席したものとみなす。</p> <p>（議事手続）</p> <p>第4条 会議の議事は、会長が主宰する。</p> <p>2 会議の議事は、出席委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、会長の決する</p>

新	旧
<p>ところによる。</p> <p>3 会長は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その意見をきくことができる。</p> <p>(会議の記録)</p> <p>第5条 会長は、議事録を作成しておかなければならない。</p> <p>2 議事録には、次の事項を記載しなければならない。</p> <p>(1) 会議の日時および場所</p> <p>(2) 出席した委員の職名および氏名</p> <p>(3) 議事の件名および概要ならびに議決事項</p> <p>(4) その他必要と認める事項</p> <p>(委任)</p> <p>第6条 会議は、その所掌に属する事務の一部を会長に委任することができる。</p> <p>2 会長は、委任を受けた事務を処理したときは、会議に報告しなければならない。</p> <p>(専門委員)</p> <p>第7条 専門委員は、調査の結果を報告するため会議に出席することができる。</p> <p>(部会)</p> <p>第8条 部会の運営に関し必要な事項は、別に定める。</p>	<p>ところによる。</p> <p>3 会長は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その意見をきくことができる。</p> <p>(会議の記録)</p> <p>第5条 会長は、議事録を作成しておかなければならない。</p> <p>2 議事録には、次の事項を記載しなければならない。</p> <p>(1) 会議の日時および場所</p> <p>(2) 出席した委員の職名および氏名</p> <p>(3) 議事の件名および概要ならびに議決事項</p> <p>(4) その他必要と認める事項</p> <p>(委任)</p> <p>第6条 会議は、その所掌に属する事務の一部を会長に委任することができる。</p> <p>2 会長は、委任を受けた事務を処理したときは、会議に報告しなければならない。</p> <p>(専門委員)</p> <p>第7条 専門委員は、調査の結果を報告するため会議に出席することができる。</p> <p>(部会)</p> <p>第8条 部会の運営に関し必要な事項は、別に定める。</p>